

公告第466号
令和6年8月5日

全労済健康保険組合
理事長 稲村 浩史



公 告

全労済健康保険組合規程の一部変更について

令和6年7月18日開催の第108回組合会において、全労済健康保険組合規程の改廃・新設が承認されましたので、公告いたします。本件は、マイナ保険証への移行に伴う、被保険者証に関する所要の変更を行うもので、改訂が必要な規程は以下のとおりです。

規程名称	対応	主な変更点	施行日
1. 健康保険被保険証管理規程	廃止	■被保険者証利用廃止に伴う規程の廃止	令和7年12月2日
2. 被保険者証管理規程	新設	■資格確認書の管理方法を新たに規定	令和6年12月2日
3. 組合会議員選挙執行規程	変更	■「被保険者証」に関する条文を改正（第4条第2項、別記第2号様式）	
4. 組合会会議規則	変更	■「被保険者証」に関する条文を改正（第29条）	
5. 事務取扱規程	変更	■業務マニュアル部分を全面改訂（第1条～第6条以外は削る） ①全面改訂に伴う目的規程の変更（第1条） ②標準処理期間を規定（第2条～第4条） ③公告事項・公告簿の規定を見直し（第5条） ④従来のマニュアル的条文を削除し、事務処理手順として別に定める（第6条） ■「被保険者証」に関する条文を改正	
6. 高額療養費貸付規程	変更	■申請書にある「被保険者証」を修正（様式第1号、様式第2号）	
7. 個人情報保護管理規程	変更	■別表1・別表2廃止（個人情報の種類、利用目的は規程からは削除し、加入者が閲覧できるようホームページ等で公表する） ①利用目的の公表条文の変更（第3条） ②不要な読み替え規程の削除（第1条、第17条） ■個人情報保護法改正による用語の定義を修正（第2条、第4条、第7条、第9条～第11条、第13条～第14条、第18条、第20条） ①守秘義務規定の表記の変更（第8条） ②再委託を規定上明確化（第14条） ③個人情報相談窓口の規定で、「苦情等」の定義を明確化（第18条） ④損害賠償に関する規定の見直し（第20条） ⑤漏えい等発生時の規定見直し（第22条）	
8. 処務規程	変更	「被保険者証」に関する条文を改正（第7条-（11）を削除）	
9. 附加給付支給規程	変更	「被保険者証」に関する条文を改正（第4条第1項、第3項）	
10. 出産費貸付規程	変更	申請書にある「被保険者証」を修正（様式第1号、様式第2号）	

以上